

施設等利用給付事務等の実務フロー

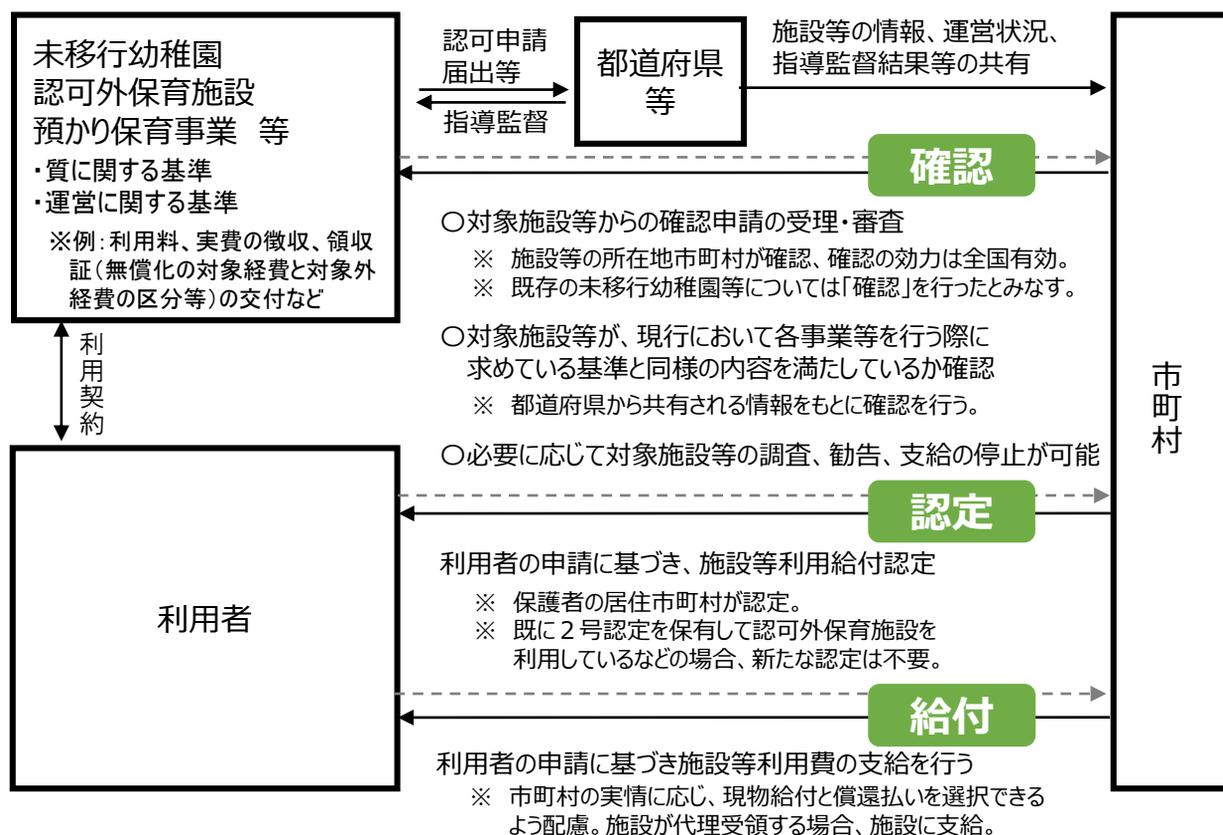
(認可外保育施設関係を抜粋)

【第 1 版】

令和元年 5 月 3 1 日

1. 特定子ども・子育て支援施設等の確認	3
(1) 「確認」の趣旨・概要	3
(2) 対象施設等に求める基準について	3
(3) 「確認」に関する事務について	3
(4) 「確認」の内容について	5
・認可外保育施設	6
(5) 「公示」について	10
(6) 「確認」の参考様式について	10
2. 施設等利用給付認定	11
(1) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて	11
(2) 施設等利用給付認定を受けられない者	11
(3) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係	11
・制度開始前(2019年10月以前)の基本的な流れ(認可外保育施設等利用の場合)	12
・新年度(2020年度)以降の基本的な流れ(認可外保育施設等利用の場合)	13
(4) 市町村民税課税額の変更に伴う処理	14
(5) 翌年度以降における保育の必要性の確認(現況確認)	15
(6) 施設等利用給付認定等のパターンの整理と参考様式について	16
施設等利用給付認定等のパターン整理表【2019年10月制度導入スケジュール案】	17
施設等利用給付認定等のパターン整理表【翌年4月から利用開始のスケジュール案】	19
3. 施設等利用費の支払い	21
(1) 償還払い(施設がとりまとめる場合を含む)	22
・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の施設等利用費	25
(2) 法定代理受領(代理請求)	27
・認可外保育施設等の施設等利用費	29
(3) 請求書の参考様式について	30

【参考】施設等利用給付の「確認」「認定」「給付」の位置付け



1. 特定子ども・子育て支援施設等の確認

(1) 「確認」の趣旨・概要

○各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行う。

○対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

(2) 対象施設等に求める基準について

① 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

・ 認可外保育施設

◆ 内閣府令で定める基準を適用

◆ 認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は、現行の地域子ども・子育て支援事業(13事業)において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定める。

◆ 対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準

◆ 対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては、各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要。

◆ 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
- ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
- ・ 領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
- ・ 秘密保持
- ・ 諸記録の整備

※子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

(3) 「確認」に関する事務について

○「確認」に関して、市町村が行う事務としては、子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

◆ 対象施設等からの確認申請・受理・審査（変更・辞退を含む。）・公示

◆ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督（勧告、命令、取消）

○できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、以下の措置を講じることが可能。

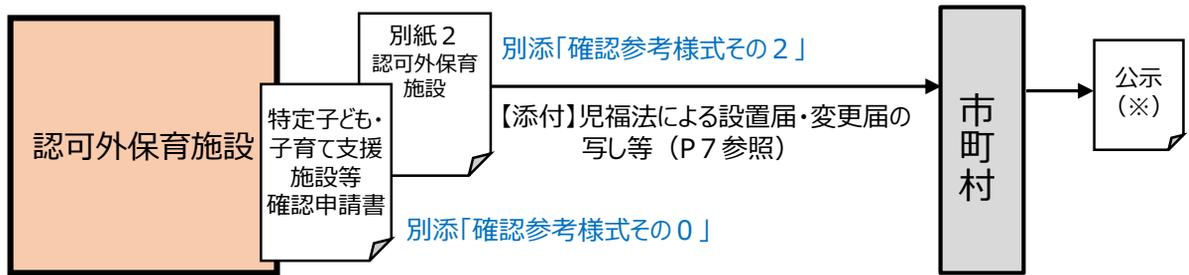
◆ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす（改正法附則第3条）。

◆ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する（法第58条の12）。

◆ 自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により、申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

○認定保護者は、市町村長が「確認」した特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合に、施設等利用費が支給される。このため、市町村は、特に2019年10月1日までに、管轄地域内に所在する施設・事業者には、遅滞なく確認申請書の提出を求め、確認を行い、公示することが必要である。

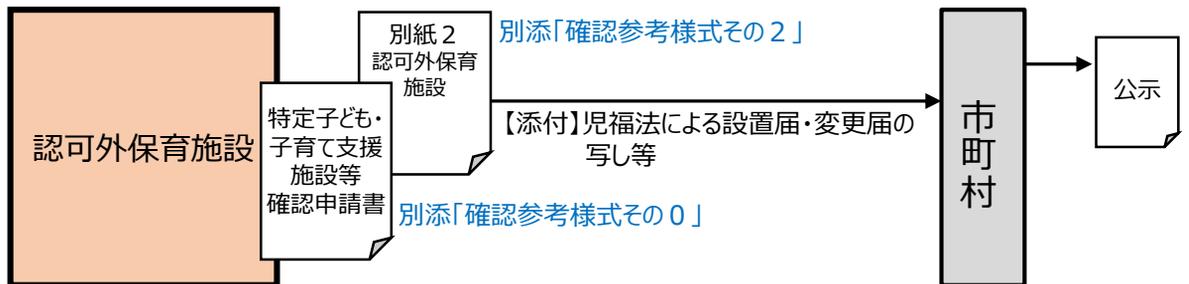
●確認の全体像



(※) 市町村が特定子ども・子育て支援施設として確認したことを公表
(法第58条の1第1号) ※確認の辞退、取消、効力停止の場合も
公示が必要(法同条第2～3号)

(4) 「確認」の内容について

・認可外保育施設



認可外保育施設は、都道府県に児童福祉法に基づく事業開始の届出を行うとともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙2 認可外保育施設（別添「確認参考様式その2」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、児童福祉法に基づく届出がなされており、また法施行規則（内閣府令）に定める基準を満たした施設かどうかを確認する必要があるが、法施行後5年間は、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認すれば足る。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる認可外保育施設が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙2の内容から、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

[別紙2において確認する事項]

- 1 届出等に関する事項（届出年月日、設置(予定)年月日、指導監督基準を満たす証明書の有無など）
- 2 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 3 運営に関する事項（開所時間・保育提供可能時間、提供するサービス内容、利用料金等、入所定員、職員の配置）

[別紙2に添付する書類]

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
(上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない)
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類

(5) 「公示」について

法第58条の11により、市町村は、確認をしたときは、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設について公示しなければならない（確認をしたときのほか、確認の辞退があったとき、確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したときも同様。）。

なお、法第58条の11の内閣府令で定める公示すべき事項は、法施行規則に定めるところにより、次のものである。

- ◆ 特定子ども・子育て支援提供者の名称
- ◆ 特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地
- ◆ 確認をした年月日（取消しや確認の辞退があった場合は、当該年月日）
- ◆ 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容と期間
- ◆ 子ども・子育て支援施設等の種類
- ◆ 預かり保育事業については、一定の要件を満たしているかどうかの別

(6) 「確認」の参考様式について

子ども・子育て支援施設等のうち、市町村に確認の申請を要する施設・事業が確認の申請を行う際には、市町村指定の様式が必要になることが想定される。国では、市町村で様式を検討する負荷を軽減できるよう、内閣府令で定める確認項目を様式に落とし込み、これを「確認参考様式」としたので参考にされたい。

- ◆ 確認参考様式その0 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
- ◆ 確認参考様式その1 別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部
- ◆ 確認参考様式その2 別紙2 認可外保育施設
- ◆ 確認参考様式その3 別紙3 預かり保育事業
- ◆ 確認参考様式その4 別紙4 一時預かり事業
- ◆ 確認参考様式その5 別紙5 病児保育事業
- ◆ 確認参考様式その6 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
- ◆ 確認参考様式その7 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

2. 施設等利用給付認定

(1) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて

- 教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。
- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（※）、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。
※施設等利用給付3号認定は、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件としている。
- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職権変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。
- 制度開始後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

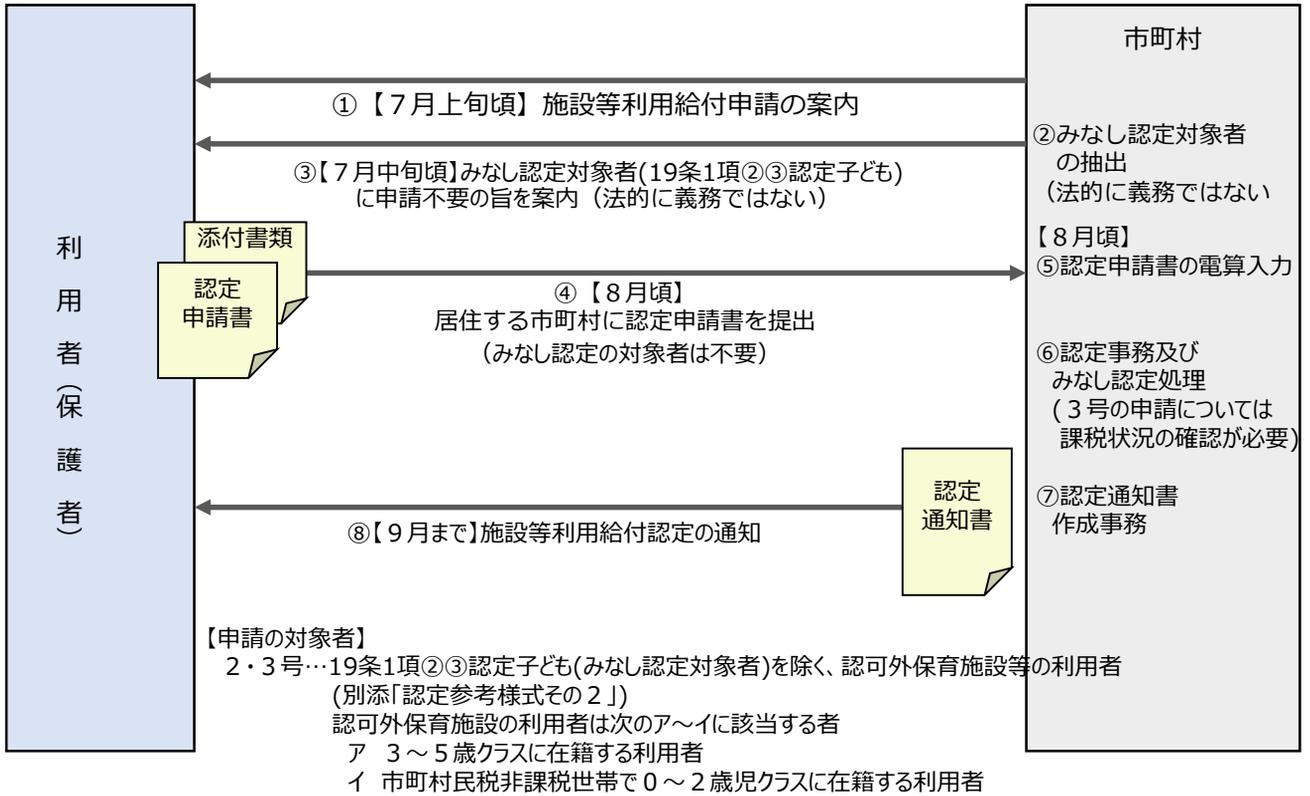
(2) 施設等利用給付認定を受けられない者

- 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用している場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4柱書）。
※施設型給付費等の支給を受けている子どものうち、特別利用教育を受けている子どもは除く。

(3) 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係

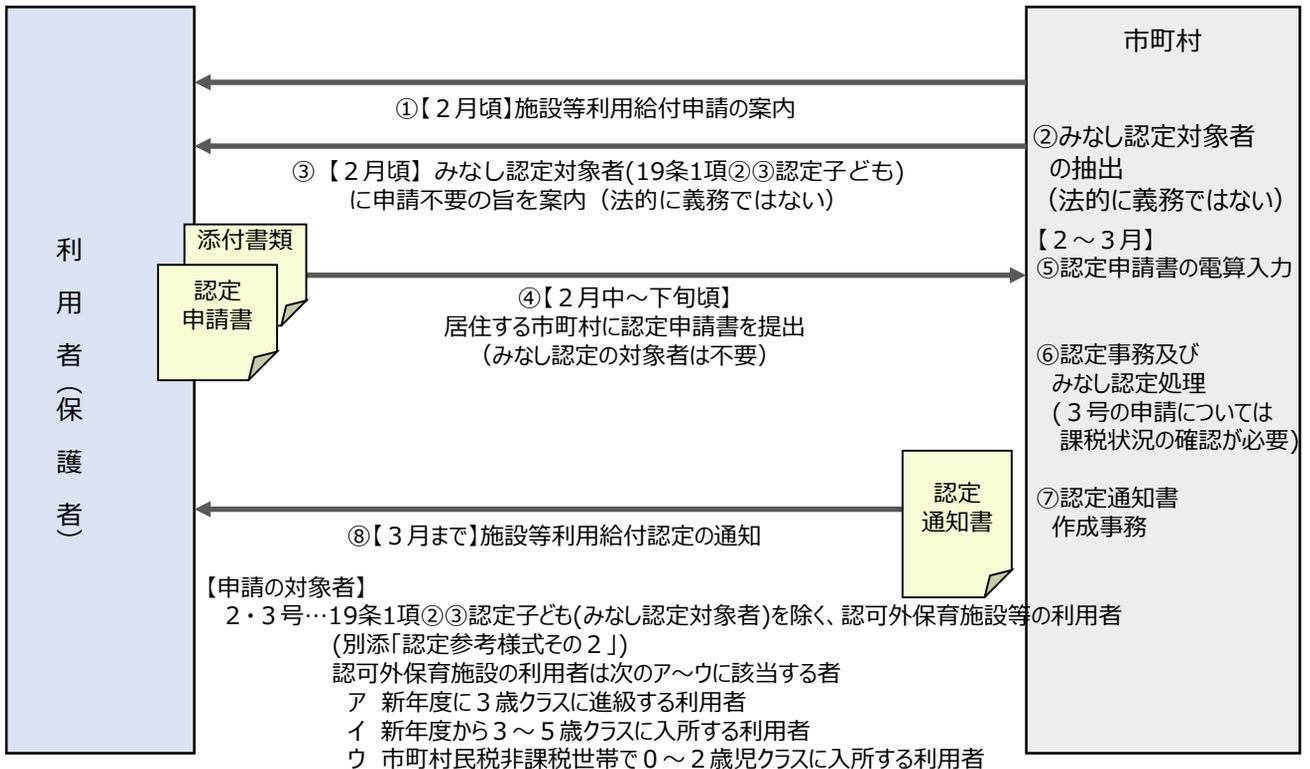
- 他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を申請することは不要（第30条の5第7項）。
（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）
第30条の5第7項により、みなし認定を適用した場合であっても、認定保護者に対する施設等利用給付認定の通知（法30条の5第3項）は必要である。
- 利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。具体的には、新制度幼稚園等（認定こども園の1号認定子どもを含む。）と当該預かり保育事業を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けるとなる。

・ 制度開始前(2019年10月以前)の基本的な流れ(認可外保育施設等利用の場合)



※認可外保育施設等…認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

・ 新年度(2020年度)以降の基本的な流れ(認可外保育施設等利用の場合)

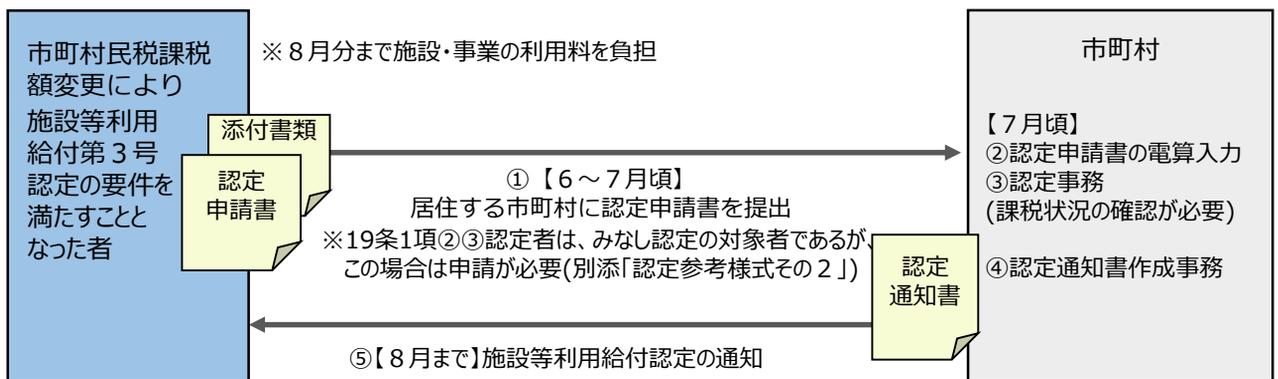


※認可外保育施設等…認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

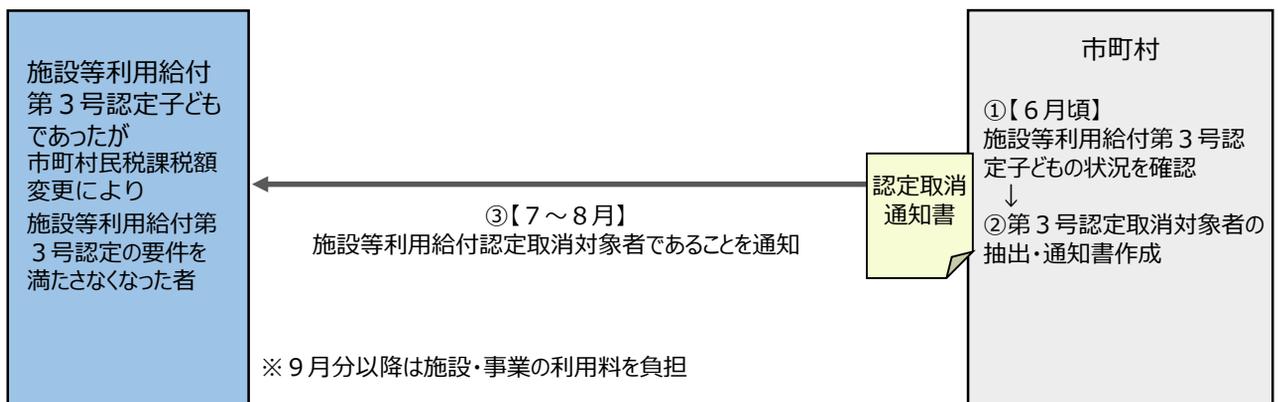
(4) 市町村民税課税額の変更に伴う処理

- 毎年6月に市町村民税課税額が変更されるに伴い、市町村は次の行為を行う必要が生じる。
 - ① 施設等利用給付第3号の要件を満たすこととなる子どもへの認定（申請に基づき認定事務を行う）
 - ② 施設等利用給付第3号の要件を満たさなくなる子どもへの認定取消
- この場合は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用者と同様に、9月分から施設等利用費の支給を開始または終了するものとするが、市町村においては、
 - ①については、6～7月頃に認定の申請を受け付け、8月までに認定処理を行い、その旨を通知する。
 - ②については、市町村が認定した施設等利用給付第3号認定子どもの世帯状況を確認し、6月以降、市町村民税課税世帯となっている場合には、認定取消処理を行い、その旨を通知する。

①市町村民税課税額の変更に伴い施設等利用給付第3号の要件を満たすこととなった子どもへの認定（申請に基づく）



②市町村民税課税額の変更に伴い施設等利用給付第3号の要件を満たさなくなった子どもへの認定取消



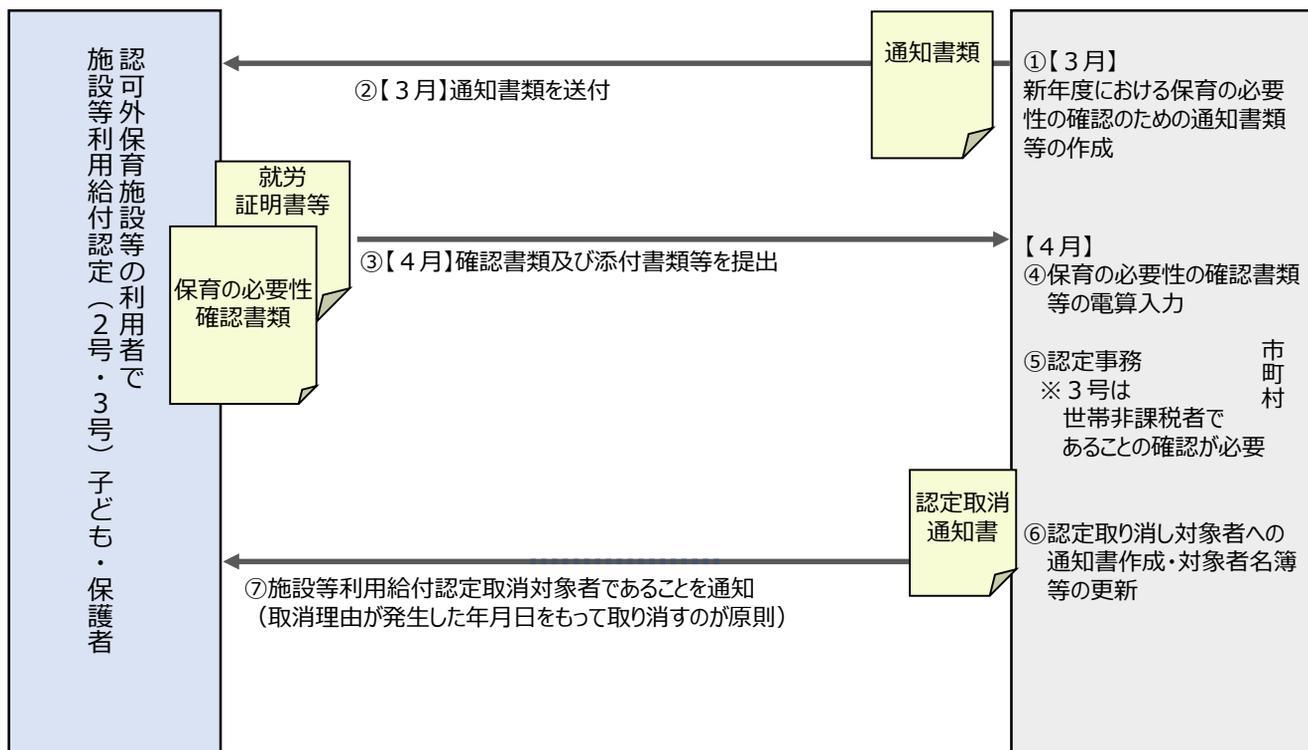
(5) 翌年度以降における保育の必要性の確認（現況確認）

教育・保育給付認定子どもと同様に、施設等利用給付認定子どもについても、引き続き保育の必要性を有しているか否かを確認する必要がある。

特に、過年度に施設等利用給付認定を受けたが、翌年度以降に認可外保育施設を利用して施設等利用費を請求する場合も想定されることから、現況確認は年度のなるべく早い段階で行うことが望ましい。

各市町村におかれては、現在の現況確認調査を踏襲するなど、効率的な手法により実施されたい。

【認可外保育施設等の利用者の例】



(6) 施設等利用給付認定等のパターンの整理と参考様式について

施設等利用給付認定は、利用者が利用する施設・事業に応じて、また既に何らかの認定がなされているかどうかによって、教育・保育給付認定との関係も整理しながら行う必要があり、2019年9月の制度開始に向けた認定作業と翌年度以降の平年化した後の認定作業も異なってくる。

そこで、次ページに、2019年9月の制度開始に向けた認定作業と翌年度以降の平年化した後の認定作業を時系列で理解できるよう、整理表を作成したので参考にされたい。

また、自治体における認定様式についての検討作業に要する負荷を軽減するため、別添「認定参考様式」を作成したのであわせて参考にされたい。

【認定参考様式その1】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

【認定参考様式その2】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

【認定参考様式その3】子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法第19条第1項第1号)

兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

【認定参考様式その4】施設等利用給付認定変更届

【認定参考様式その5】施設等利用給付認定通知書

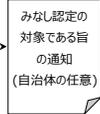
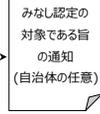
【認定参考様式その6】施設等利用給付認定申請却下通知書

【認定参考様式その7】施設等利用給付認定変更通知書

【認定参考様式その8】施設等利用給付認定取消通知書

【認定参考様式その9】保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

施設等利用給付認定等のパターン整理表【2019年10月制度導入スケジュール案】

				4月	5月	6月	
幼稚園等を利用	幼稚園のみを利用	新制度移行済の施設を利用	幼稚園(新制度) 認定こども園(幼稚園部分)	支給認定証 or 通知書 (19条1項①)	※年度途中に入所する場合は随時 認定期間	19条1項①を認定	
		幼稚園(未移行) 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部 を利用				●様式配付 (施設→利用者) 	
	預かり保育事業 + 幼稚園等を利用	19条1項②③認定あり (10/1が認定期間内であること) ※主に認可保育所等が入所保留となっている場合	幼稚園(新制度) ※特別利用教育(19条1項2号をもって入園)の場合 幼稚園(未移行) 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部	支給認定証 or 通知書 (19条1項②③)	自治体が保有する教育・保育給付認定データ (19条1項②③)	抽出 →	●みなし認定の通知 (自治体→対象者) 
		19条1項②③認定なし	幼稚園(新制度) 認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園(未移行) 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部			●様式配付 (施設→みなし認定対象者以外) 	
保育所等を利用	・認可保育所 ・地域型保育事業 ・認定こども園(保育所部分)		支給認定証 or 通知書 (19条1項②③)	※年度途中に入所する場合は随時	認定期間	19条1項②③を認定	
	・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育 ・子育て援助活動支援事業	19条1項②③認定あり (10/1が認定期間内であること) ※主に認可保育所等が入所保留となっている場合	支給認定証 or 通知書 (19条1項②③)	自治体が保有する教育・保育給付認定データ (19条1項②③)	抽出 →	●みなし認定の通知 (自治体→対象者) 	
		上記以外の場合				・19条1項②③の認定は基本的に継続(年度途中の認可保育所等入所が可能)	

7月	8月	9月	10月	11月
			●制度開始 (現物給付)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>★施設等利用給付認定内容に変更が生じた場合 (利用者→市区町村に届出)</p> <p>施設等利用給付認定変更届</p> <p>★施設等利用給付認定申請を認めない場合の通知</p> <p>施設等利用給付認定申請却下通知書</p> <p>★施設等利用給付認定の認定区分や保育の必要性事由等を変更した場合の通知</p> <p>施設等利用給付認定変更通知書</p> <p>★施設等利用給付認定を取り消した場合の通知</p> <p>施設等利用給付認定取消通知書</p> </div>
			※別途、利用料を0円とする処理が必要	
<p>【認定を申請】30条の4①</p> <p>認定申請書 (30条の4①)</p> <p>※夏休み前まで</p> <p>認定参考様式その1</p>		●認定の通知	●制度開始	
		施設等利用給付認定通知書 (30条の4①)	認定期間	
<p>※この通知は、必ず行うべきものではないが、この通知を行うことで、対象者は給付対象であるが30条の4②③の認定申請が不要であることを認識できるメリットがある。</p>	<p>【みなし認定】30条の4②③</p>	●みなし認定の通知	●制度開始	
		施設等利用給付認定通知書 (30条の4②③)	認定期間	
<p>【認定を申請】30条の4②③</p> <p>認定申請書 (30条の4②③)</p> <p>※夏休み前まで</p> <p>認定参考様式その2</p>		●認定の通知	●制度開始	
		施設等利用給付認定通知書 (30条の4②③)	認定期間	
			●制度開始 (現物給付)	
			※別途、利用料を0円とする処理が必要	
	<p>【みなし認定】30条の4②③ (30条の4③対象者は市町村民税非課税世帯)</p> <p>※この通知は、必ず行うべきものではないが、この通知を行うことで、対象者は給付対象であるが30条の4②③の認定申請が不要であることを認識できるメリットがある。</p>	●みなし認定の通知	●制度開始	
		施設等利用給付認定通知書 (30条の4②③)	認定期間	
●様式配付 (自治体or施設→ みなし認定対象者以外)	<p>【認定を申請】30条の4②③ (30条の4③対象者は市町村民税非課税世帯)</p> <p>認定申請書 (30条の4②③)</p> <p>認定参考様式その2</p>	●認定の通知	●制度開始	
様式		施設等利用給付認定通知書 (30条の4②③)	認定期間	

施設等利用給付認定等のパターン整理表【翌年4月から利用開始のスケジュール案】

			10月	11月	12月	
幼稚園等を利用	幼稚園のみを利用	新制度移行済の施設を利用	幼稚園(新制度) 認定こども園(幼稚園部分)	●入園申込み	●入園内定	
		幼稚園(未移行) 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚園部 を利用		●入園申込み	●入園内定	
	預かり保育事業 + 幼稚園を利用	新制度移行済の施設を利用	幼稚園(新制度) 認定こども園(幼稚園部分)	●入園申込み	●入園内定	
		幼稚園(未移行) 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚園部 を利用		●入園申込み	●入園内定	
保育所等の利用を希望	利用調整を経て下記施設を利用 ・認可保育所 ・地域型保育事業 ・認定こども園(保育所部分)		●入所申込み 【認定を申請】19条1項②③ 教育・保育給付 認定申請書 (19条1項②③)		●支給認定 支給認定証or 教育・保育給付 認定通知書 (19条1項②③)	
	利用調整	幼稚園(新制度) + 預かり保育事業	●入所申込み 【認定を申請】19条1項② 教育・保育給付 認定申請書 (19条1項②③)		●支給認定 支給認定証or 教育・保育給付 認定通知書 (19条1項②③)	
		認定こども園(幼稚園部分) + 預かり保育事業				
	他の結果、保留(不承諾)となり、	幼稚園(新制度) + 預かり保育事業 ※特別利用教育(19条1項2号をもって入園)の場合		●入所申込み 【認定を申請】19条1項② 教育・保育給付 認定申請書 (19条1項②③)		●支給認定 支給認定証or 教育・保育給付 認定通知書 (19条1項②③)
		幼稚園(未移行) 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚園部 + 預かり保育事業		●入所申込み 【認定を申請】19条1項② 教育・保育給付 認定申請書 (19条1項②③)		●支給認定 支給認定証or 教育・保育給付 認定通知書 (19条1項②③)
			認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	●入所申込み 【認定を申請】19条1項②③ 教育・保育給付 認定申請書 (19条1項②③)		●支給認定 支給認定証or 教育・保育給付 認定通知書 (19条1項②③)
		認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業				

1月	2月	3月	4月	5月
	<p>【認定を申請】19条1項①</p> <p>認定申請書 (19条1項①)</p>	<p>支給認定証 or 通知書 (19条1項①)</p>	<p>● 幼稚園等利用開始</p> <p>認定期間</p>	<p>★施設等利用給付認定内容に変更が生じた場合 (利用者→市区町村に届出)</p> <p>施設等利用給付認定変更届</p> <p>★施設等利用給付認定申請を認めない場合の通知</p> <p>施設等利用給付認定申請却下通知書</p> <p>★施設等利用給付認定の認定区分や保育の必要性事由等を変更した場合の通知</p> <p>施設等利用給付認定変更通知書</p> <p>★施設等利用給付認定を取り消した場合の通知</p> <p>施設等利用給付認定取消通知書</p>
	<p>【認定を申請】30条の4①</p> <p>認定申請書 (30条の4①) 認定参考 様式その1</p>	<p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ①)</p>	<p>● 幼稚園利用開始</p> <p>認定期間</p>	
	<p>【認定を申請】19条1項① + 30条の4②③</p> <p>認定申請書 (19条1項①) 認定申請書 (30条の4②③) 認定参考 様式その2</p> <p>※自治体の判断により申請書・通知書を統合することも考えられる</p>	<p>支給認定証 or 通知書 (19条1項①)</p> <p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ②③)</p>	<p>● 幼稚園等利用開始</p> <p>認定期間</p>	
	<p>【認定を申請】30条の4②③</p> <p>認定申請書 (30条の4②③) 認定参考 様式その2</p>	<p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ②③)</p>	<p>● 幼稚園利用開始</p> <p>認定期間</p>	
● 利用調整	● 保育所等入所内定		● 保育所等利用開始	
● 利用調整	<p>● 保育所等入所保留</p> <p>【認定を申請】19条1項① に変更 + 30条の4②③</p> <p>認定申請書 (19条1項①変更 + 30条の4②③) 認定参考 様式その3</p> <p>申請内容を簡素化</p>	<p>支給認定変更通知書 (19条1項①)</p> <p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ②③)</p> <p>(19条1項②③を①に変更)</p>	<p>● 幼稚園等利用開始</p> <p>認定期間</p>	
● 利用調整	<p>● 保育所等入所保留</p> <p>【みなし認定】30条の4②</p> <p>(預かり保育を利用するための認定)</p> <p>申請書の記入を省略</p>	<p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ②)</p>	<p>● 幼稚園利用開始</p> <p>認定期間</p> <p>・19条1項②の認定は特別利用教育給付のため必要 (年度途中の認可保育所等入所が可能)</p>	
● 利用調整	<p>● 保育所等入所保留</p> <p>【みなし認定】30条の4②</p> <p>申請書の記入を省略</p>	<p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ②)</p>	<p>● 幼稚園利用開始</p> <p>認定期間</p> <p>・19条1項②の認定は基本的に継続 (年度途中の認可保育所等入所が可能)</p>	
● 利用調整	<p>● 保育所等入所保留</p> <p>【みなし認定】30条の4②③</p> <p>(30条の4③対象者は市町村民税非課税世帯)</p> <p>申請書の記入を省略</p>	<p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ②③)</p>	<p>● 認可外保育施設等利用開始</p> <p>認定期間</p> <p>・19条1項②③の認定は基本的に継続 (年度途中の認可保育所等入所が可能)</p>	
<p>● 入所申込み(随時) → 入所決定(随時)</p> <p>※在園児で4月から新たに施設等利用給付の対象者となる場合も同様</p>	<p>【認定を申請】30条の4②③</p> <p>認定申請書 (30条の4②③) 認定参考 様式その2</p>	<p>施設等利用給付認定通知書 (30条の4 ②③)</p>	<p>● 認可外保育施設等利用開始または継続</p> <p>認定期間</p>	

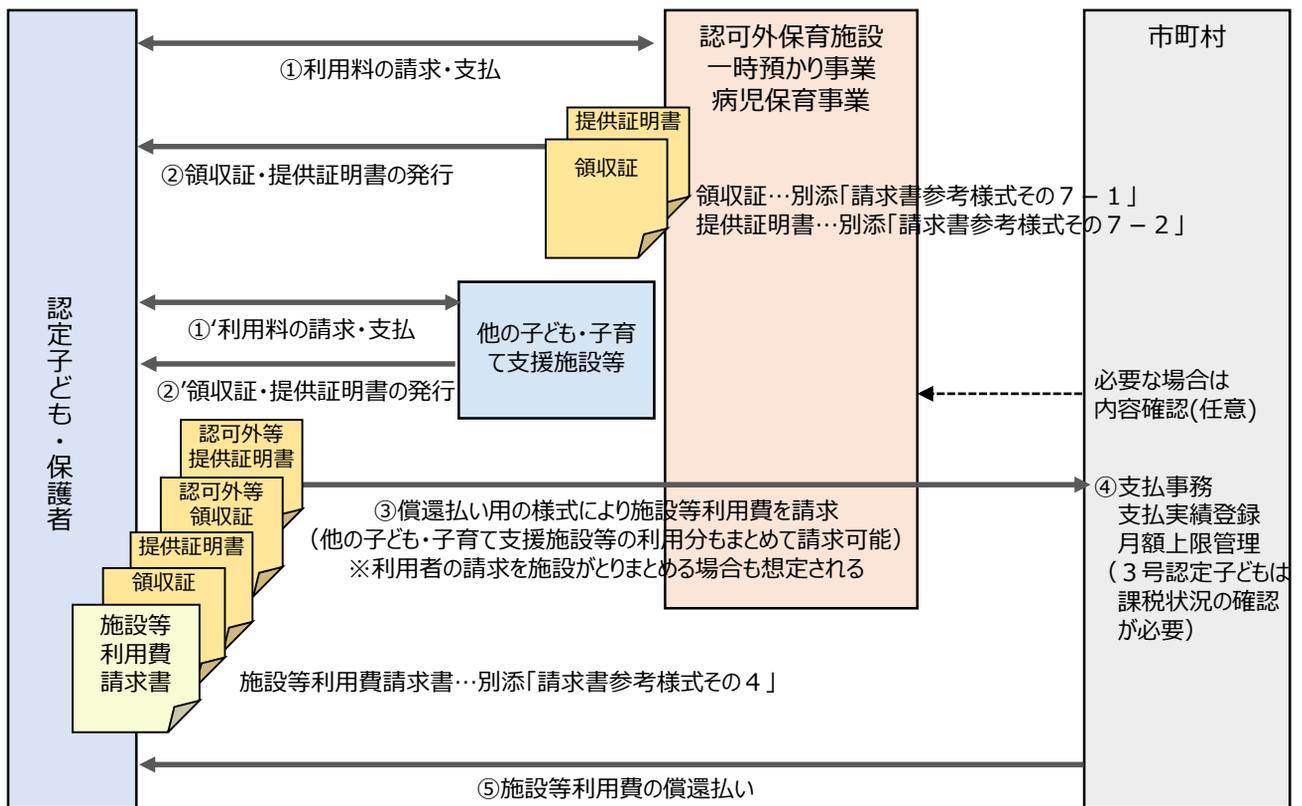
3. 施設等利用費の支払い

(2)償還払い（施設がとりまとめる場合を含む）

- 施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定められているとおり、市町村が施設等利用給付認定を行った認定子どもが、市町村長が確認した子ども・子育て支援施設等から「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、保護者に対して行うものとしており、償還払いによる支払いを基本としている。
- 施設等利用給付は、「特定子ども・子育て支援」を受けた事実に基づいて支払うものであるため、本来は施設等利用給付認定保護者の請求行為を要するべきものではないという解釈も成り立つが、市町村は、基本的に認定子どもごとに利用した施設・事業を申告してもらう必要があるほか、認定保護者が施設に支払った利用料を領収証等で確認する必要があることから、現在も子どものための教育・保育給付において施設・事業者が給付費の請求を行っていると同様に、施設等利用費についても請求行為を介在させることで円滑な給付が可能になる。なお、償還払いの請求は下のパターンが考えられる。
- 償還払いによる施設等利用費の支払いについては、市町村の実情に応じて決定するものであるが、可能な限り、初年度は年内、遅くとも年度内に1回目の支給を行い、また、償還払いの頻度は年4回以上とすることが望ましい。

利用先	認定種別	利用料(保育料)	預かり保育	
			在籍園の預かり保育の利用料	一定条件による認可外保育施設等の利用料
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	—	②	②
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	—		
幼稚園（未移行） 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部	30条の4①	①	—	—
	19条1項② 30条の4②③	①	②	②
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業	19条1項②③ 30条の4②③	③	—	—
子育て援助活動支援事業	19条1項②③ 30条の4②③	④	—	—

③認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の施設等利用費



- ◎施設等利用給付第2号または第3号認定子どもが、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業が行う「特定子ども・子育て支援」を利用した場合に、これに要する費用を請求する。
- ◎認可外保育施設等を利用する認定子どもは、第2号認定子どもの場合は月額3.7万円、第3号認定子どもの場合は4.2万円を上限として、施設等利用費が支給される。
- ②施設・事業は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する。
- ③請求は、認定保護者の償還払い請求(別添「請求書参考様式その4」)となるが、施設・事業が認定保護者の請求を在籍児童の居住地ごとにとりまとめ、自治体に送付する場合も想定される。
- ③～⑤当該認定子どもは、市町村が確認した他の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した場合も、上限額の範囲内で施設等利用費の支給対象となる。このため、市町村は、認定子どもがこれら施設・事業を一月内にどのように使用し、どのように利用費が支払われたかを把握しなければ適切な施設等利用費の支払い事務ができないため、市町村は、認定保護者がこれら施設・事業の利用に要した利用料の合計と内訳を請求書に記して施設等利用費を請求する際に、利用した施設・事業が発行した、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」の添付を要するなど、認定子どもごとに利用実績と月額上限管理を着実にしながら、施設等利用費を支払う。

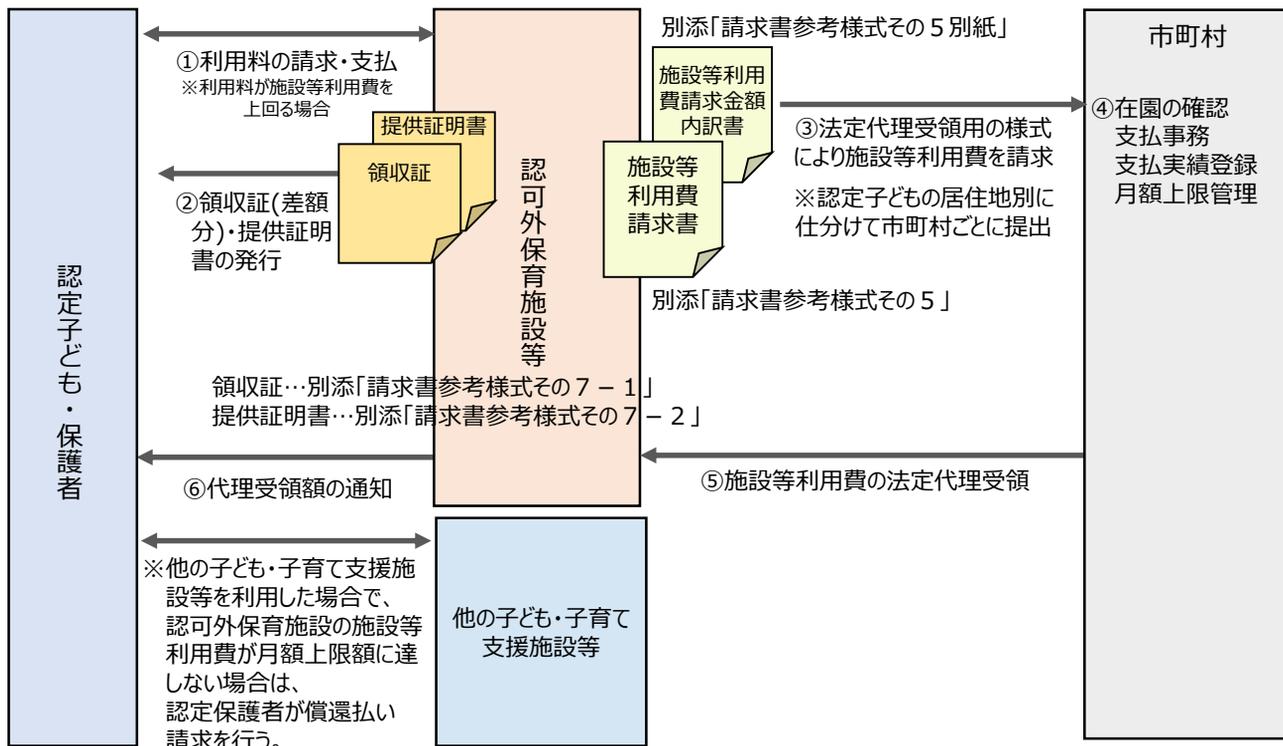
(3) 法定代理受領（代理請求）

○施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定めたとおり、市町村が施設等利用給付認定を行った認定子どもが、市町村長が確認した子ども・子育て支援施設等から「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、保護者に対して行うものとしており、償還払いによる支払いを基本としているが、子ども・子育て支援法第30条の11第3項に、事業者による法定代理受領を認めている。

○施設等利用給付は、「特定子ども・子育て支援」を受けた事実に基づいて支払うものであるため、本来は施設等利用給付認定保護者の請求行為を要するべきものではないという解釈も成り立つが、市町村は、基本的に認定子どもごとに利用した施設・事業を申告してもらう必要があるほか、認定保護者が施設に支払った利用料を領収証等で確認する必要があることから、現在も子どものための教育・保育給付において施設・事業者が給付費の請求を行っていると同様に、施設等利用費についても請求行為を介在させることで円滑な給付が可能になる。なお、法定代理受領の請求は、「特定子ども・子育て支援」を提供した事業者が、その提供に係る施設等利用費を請求し受領することから、次のパターンが考えられる。

特定子ども・子育て支援施設等	認定種別	利用料(保育料)	預かり保育	
			預かり保育の利用料	一定条件による認可外保育施設等の利用料
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	—	—	—
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	—	—	—
幼稚園（未移行） 国立大学附属幼稚園	30条の4①	①	—	—
特別支援学校幼稚部	19条1項② 30条の4②③	①	—	—
認可外保育施設	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—

②認可外保育施設等の施設等利用費



- ◎施設等利用給付第2号または第3号認定子どもが、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が行う「特定子ども・子育て支援」を利用した場合に、これに要する費用を事業者が認定保護者に代わって請求する。
- ◎認可外保育施設等を利用する認定子どもは、第2号認定子どもの場合は月額3.7万円、第3号認定子どもの場合は4.2万円を上限として、施設等利用費が支給される。
- ②施設・事業は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する(領収証は差額分)。
- ③施設・事業が、保護者に代わって行う代理請求は、認定子どもの居住する市町村ごとに行う。
- ③当該認定子どもは、市町村が確認した他の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した場合も、上限額の範囲内で施設等利用費の支給対象となる。このため、市町村は、認定子どもがこれら施設・事業を一月内にどのように使用し、どのように利用費が支払われたかを把握しなければ適切な施設等利用費の支払い事務ができない。そのため、市町村は認定子どもごとに利用実績と月額上限管理を着実に行う必要があることに注意が必要である。なお、「請求書参考様式その5」では施設・事業が月ごとに請求することができるよう整理しており、請求額の内訳を「施設等利用費請求金額内訳書(別添「請求書参考様式その5別紙」)」に記入できるようにしている。
- ④施設等利用費の上限額管理について
認可外保育施設等の場合は、施設等利用費を認定保護者に代わって代理請求(法定代理受領)することができる。例えば、認定保護者が認可外保育施設のほか、一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を利用した場合で、認可外保育施設が施設等利用費を代理請求する場合、認定保護者は、認可外保育施設の利用料を除いた施設等利用費を償還払い請求することが想定されるため、市町村は月額上限管理を適切に実施する必要がある。
- ④例えば、第2号認定子どもが認可外保育施設を利用しており、その利用料が月額3.7万円(第3号認定子どもは4.2万円)を上回る場合が想定される。この場合には、施設等利用費は月額上限額となるため、認定保護者が認可外保育施設以外の利用分を請求しても、月額上限額を超え、償還される金額は0円であることを予め認定保護者に周知しておく必要がある。
- ⑥認可外保育施設等は、施設等利用費の支払いを受けた場合は、認定保護者に対して代理受領額を通知する。通知は通知書の送付や掲示等、任意の手法で足り、例えば1年度に1回の通知等、簡易な方法でも構わない。

(4) 請求書の参考様式について

- 施設等利用費の請求は、償還払いと法定代理受領により請求者が異なる。また、償還払いは認定保護者が毎月請求するか、数か月に一度とするかなど、自治体の制度運営に委ねられる。
- 一方で、法定代理受領の場合は、施設・事業者が、一月ごとに利用者全員分の利用実績を内訳として記入する必要が生じること等から、請求のサイクルが毎月であることも想定する必要がある。
- こうした多様な運営手法が考えられる施設等利用費の請求について、自治体における検討作業の負荷を軽減するため、以下の参考様式を示すこととしたので、参考にされたい。

【請求書参考様式その1】施設等利用費請求書（償還払い用）

（私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費）

【請求書参考様式その2】施設等利用費請求書（法定代理受領用）

（私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合）

【請求書参考様式その3】施設等利用費請求書（償還払い用）

（幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費）

【請求書参考様式その4】施設等利用費請求書（償還払い用）

（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費）

【請求書参考様式その5】施設等利用費請求書（法定代理受領用）

（認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合）

【請求書参考様式その6】月ごとの在園児名簿

（未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の償還払い時添付書類）

【請求書参考様式その7-1】特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

【請求書参考様式その7-2】特定子ども・子育て支援提供証明書

【請求書参考様式その8】活動報告書（子育て援助活動支援事業の償還払い時添付書類）

参考様式のパターンを以下に整理しているので、あわせて参照されたい。

■施設等利用費請求書参考様式のパターン整理表

利用先	認定	利用料(保育料)			預かり保育		
		償還払い	償還払いを施設でとりまとめ	法定代理受領(代理申請)	在籍園の預かり保育のみを利用		一定条件による認可外保育施設等の利用料 ※法定代理受領なし
					償還払い	償還払いを施設でとりまとめ	
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	-	-	-	請求書参考 様式その3	請求書参考 様式その3	請求書参考 様式その3
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	-	-	-	請求書参考 様式その3	請求書参考 様式その3	請求書参考 様式その3
幼稚園（未移行） 国立大学付属幼稚園 特別支援学校	30条の4① 19条1項② 30条の4②③	請求書参考 様式その1	請求書参考 様式その1	請求書参考 様式その2	-	-	-
認可外保育施設	19条1項②③ 30条の4②③	請求書参考 様式その4	請求書参考 様式その4	請求書参考 様式その5	-	-	-
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援 事業	19条1項②③ 30条の4②③	請求書参考 様式その4	請求書参考 様式その4	請求書参考 様式その5	-	-	-
施設等利用費の請求の流れ		保護者→自治体	保護者→施設 →自治体	施設→自治体	保護者→自治体	保護者→施設 →自治体	保護者→自治体 または 保護者→施設 →自治体
施設等利用費の支払いの流れ		自治体→保護者	自治体→保護者	自治体→施設	自治体→保護者	自治体→保護者	自治体→保護者